

令和 7 年度第 1 回平塚市下水道運営審議会次第

日時 令和 7 年 8 月 2 1 日（木）

1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

場所 平塚市役所

本館 5 階 5 1 9 会議室

1 委嘱式

（１）委嘱状の交付

2 下水道運営審議会

（１）会長及び会長職務代理者の選任

（２）平塚市下水道事業の概要について（資料 1）

（３）平塚市下水道事業経営戦略 令和 6 年度進捗状況について
（資料 2 - 1、2 - 2）

（４）平塚市下水道事業経営戦略 改定の概要及びスケジュールについて
（資料 3）

（５）その他



令和7年度第1回平塚市下水道運営審議会

資料 1

平塚市下水道事業の概要について





役割 1 街を清潔にする

家庭や事業所などで使って汚れた水（汚水）は、道路の下
の下水道管を流れ、汚水をきれいにする施設（四之宮水再生セ
ンターなど）に運ばれていきます。

下水道があることで、汚水が直接街に流れなくなります。
街が清潔に保たれ、害虫や悪臭の発生防止にもつながります。





役割 2 街を浸水から守る

街に降った雨水を、雨水ますや道路側溝から集水し、雨水管を通して速やかに河川へ流し、浸水被害を防ぎます。





役割 3 身近な環境を守る

汚水は神奈川県施設である四之宮水再生センターなどで汚れの除去や微生物処理など、さまざまな処理をされ、排水基準を満たしたきれいな水にしてから川に戻されます。下水道があることで、海や川に汚水が流れていかないため、水環境を守ることができます。



出典：日本下水道協会Webサイト



汚水処理の手法

集合処理	汚水を管渠で処理場に集めて処理	公共下水道
		農業集落排水施設
個別処理	各家庭で個別に処理	合併処理浄化槽

本審議会の審議対象



出典：国土交通省Webサイト



公共下水道の整備

平塚市では昭和39年から公共下水道の整備に着手。
令和6年度末時点では公共下水道の全市人口に対する普及率
(汚水) は98.0%に達しています。

管渠施設は合流管113km、汚水管755km、雨水管356km。
ポンプ場施設として、東部ポンプ場や馬入貯留管ポンプ場など
10施設を保有。

令和7年度からは市内北部の吉際地区での汚水管整備を進めて
います。

農業集落排水施設の整備

平塚市では平成18年に事業に着手し、平成22年に土屋地区、
平成24年に吉沢地区で農業集落排水処理施設の供用を開始
しました。



ポンプ場とは

汚水は地形に沿って自然流下されますが、土地の低い区域や下水道管が深くなった場合などではポンプ場にて汚水をくみ上げて圧送しています。

雨水も平常時は自然流下により河川へ放流されますが、台風等によって降水量が増え河川の水位が上昇した場合は、自然流下で放流が出来なくなるため、ポンプ場にて雨水をくみ上げて河川へ放流し、市街地が浸水することを防止しています。

《市内ポンプ場》

施設名	排除方式
東部ポンプ場	合流
馬入貯留管ポンプ場	合流
久領堤貯留管ポンプ場	合流
桜ヶ丘ポンプ場	分流（汚水・雨水）
撫子原ポンプ場	分流（雨水）
山下ポンプ場	分流（雨水）
馬入ポンプ場	分流（雨水）
長持ポンプ場	分流（雨水）
東豊田工業団地ポンプ場	分流（雨水）
徳延ポンプ場	分流（雨水）

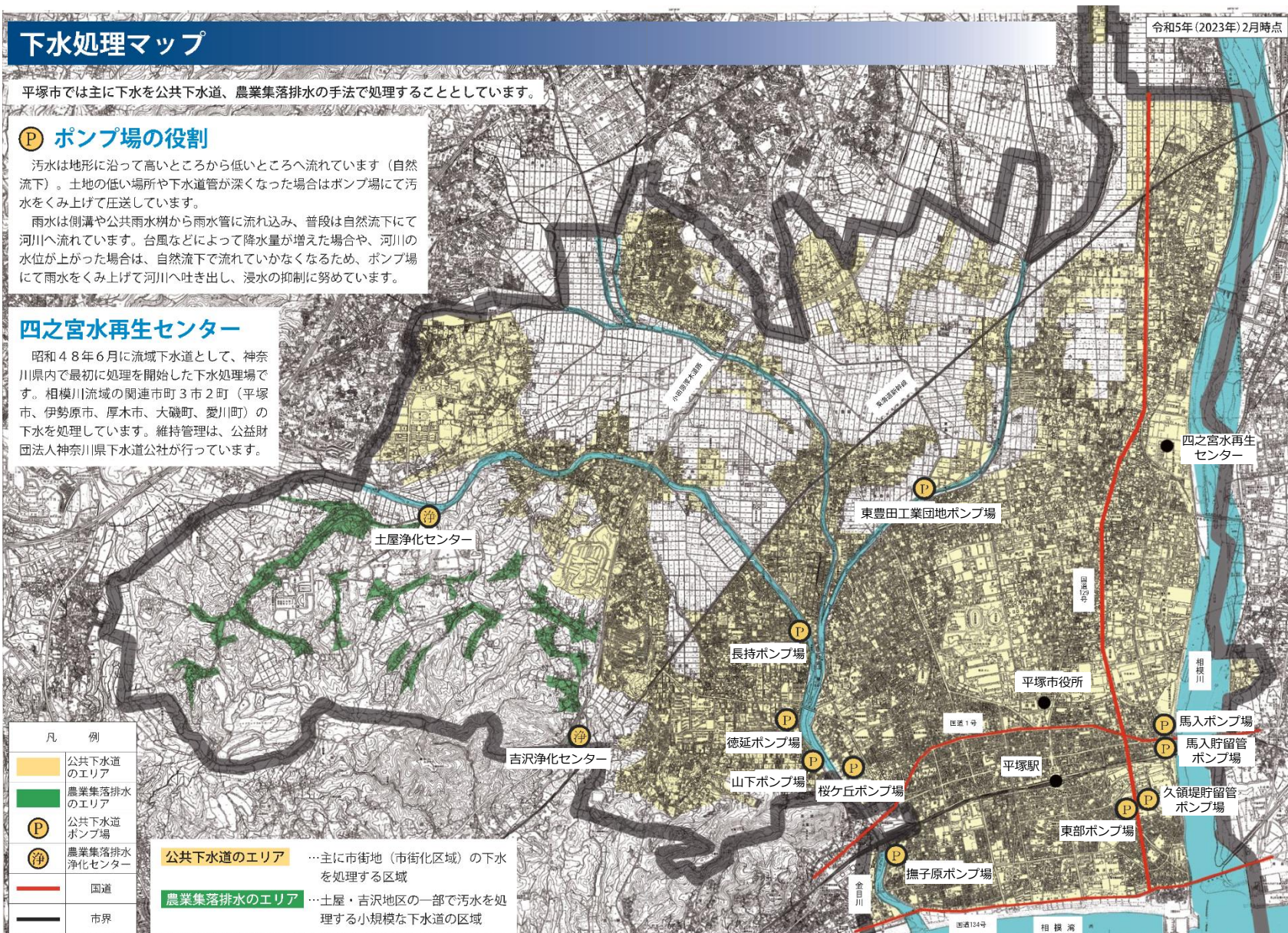
令和5年(2023年)2月時点

④ ポンプ場の役割

雨水は側溝や公共雨水桝から雨水管に流れ込み、普段は自然流下にて河川へ流れています。台風などによって降水量が増えた場合や、河川の水位が上がった場合は、自然流下で流れていなくなるため、ポンプ場にて雨水をくみ上げて河川へ吐き出し、浸水の抑制に努めています。

四之宮水再生センター

昭和48年6月に流域下水道として、神奈川県内で最初に処理を開始した下水処理場です。相模川流域の関連市町3市2町（平塚市、伊勢原市、厚木市、大磯町、愛川町）の下水を処理しています。維持管理は、公益財団法人神奈川県下水道公社が行っています。



出典：平塚市の下水道

相模川流域下水道への接続



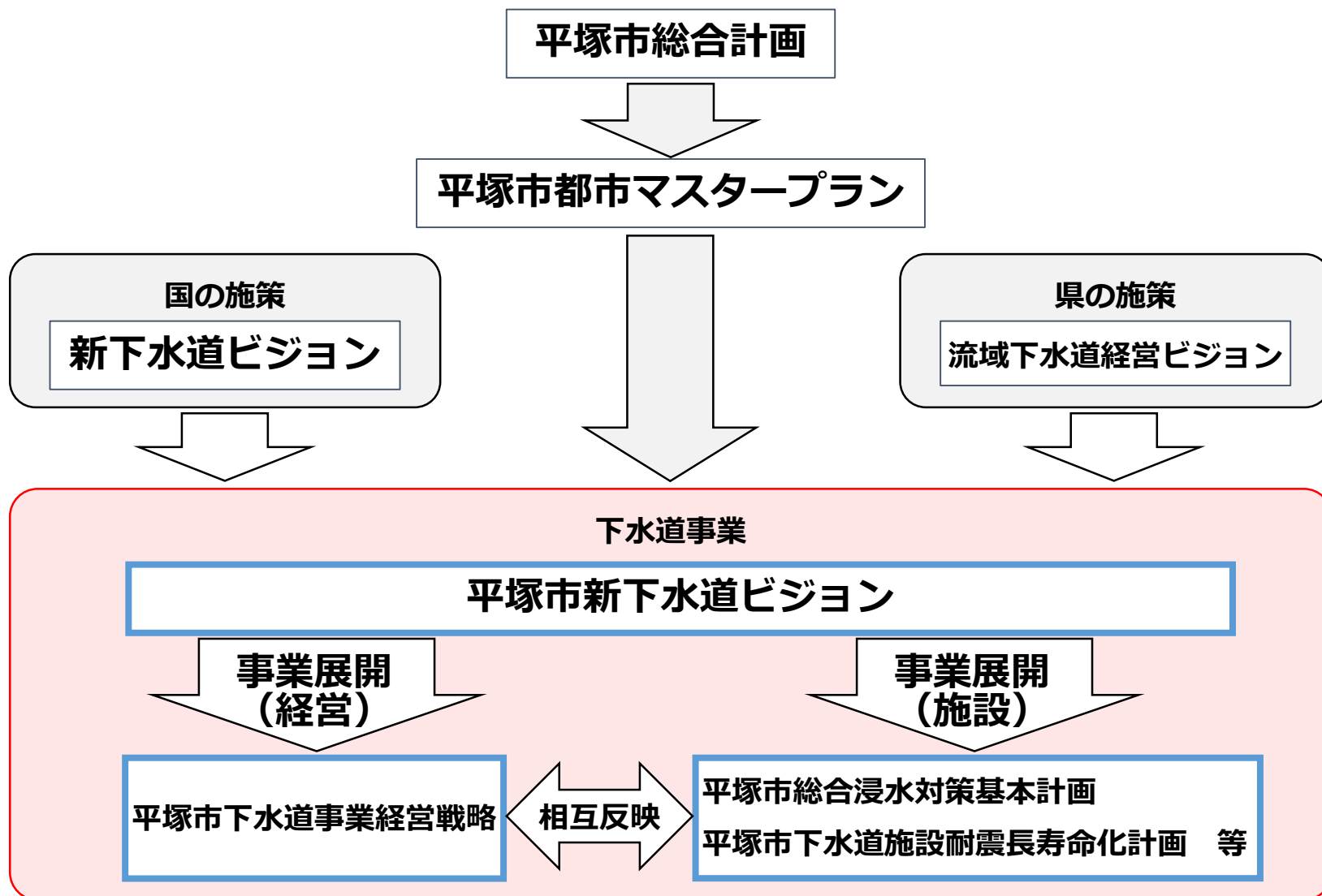
流域下水道とは、2以上の市町村の区域にわたり下水道を一体的に整備することが効率的・経済的な場合に実施する施設です。

平塚市は神奈川県が整備・管理する相模川流域下水道に接続しています。汚水の処理は流域下水道の処理場（四之宮水再生センターなど）で行われるため、公共下水道としては平塚市では独自の処理場は保有していません。

流域下水道の整備運営に要する費用は、その一部を他の関連市町とともに負担しています。



平塚市 下水道計画の体系





①災害への備え

気候変動による集中豪雨の多発

近年の集中豪雨の多発や激化により浸水被害が増加しており、浸水被害が発生した地区を対象とした管渠整備やポンプ・ゲートの整備などの対策が必要です。

また、ポンプ施設の耐水化についても、長寿命化・耐震化対策と合わせて対応していく必要があります。

取組状況

平塚市総合浸水対策基本計画等により、重点対策地区について計画的に浸水対策を実施しています。また、土のうステーションの設置等、自助対策の支援を進めています。



①災害への備え

大規模地震への備え

管渠やポンプ施設の耐震化について、施設の長寿命化・耐水化対策と合わせて対応していく必要があります。

取組状況

平塚市下水道施設耐震長寿命化計画により、管渠やポンプ場について計画的に耐震化を進めています。



②施設の老朽化への対応

維持管理と長寿命化対策

下水道の整備は、昭和60年頃からの約20年間に集中しています。耐用年数を経過した施設の割合が低いため、現時点では施設の老朽化が進んでいる状況ではありませんが、将来の改築更新需要が一定期間に集中することが見込まれ、計画的な維持管理と長寿命化対策が必要です。

取組状況

平塚市下水道施設耐震長寿命化計画により、管渠やポンプ施設について計画的に長寿命化を進めています。

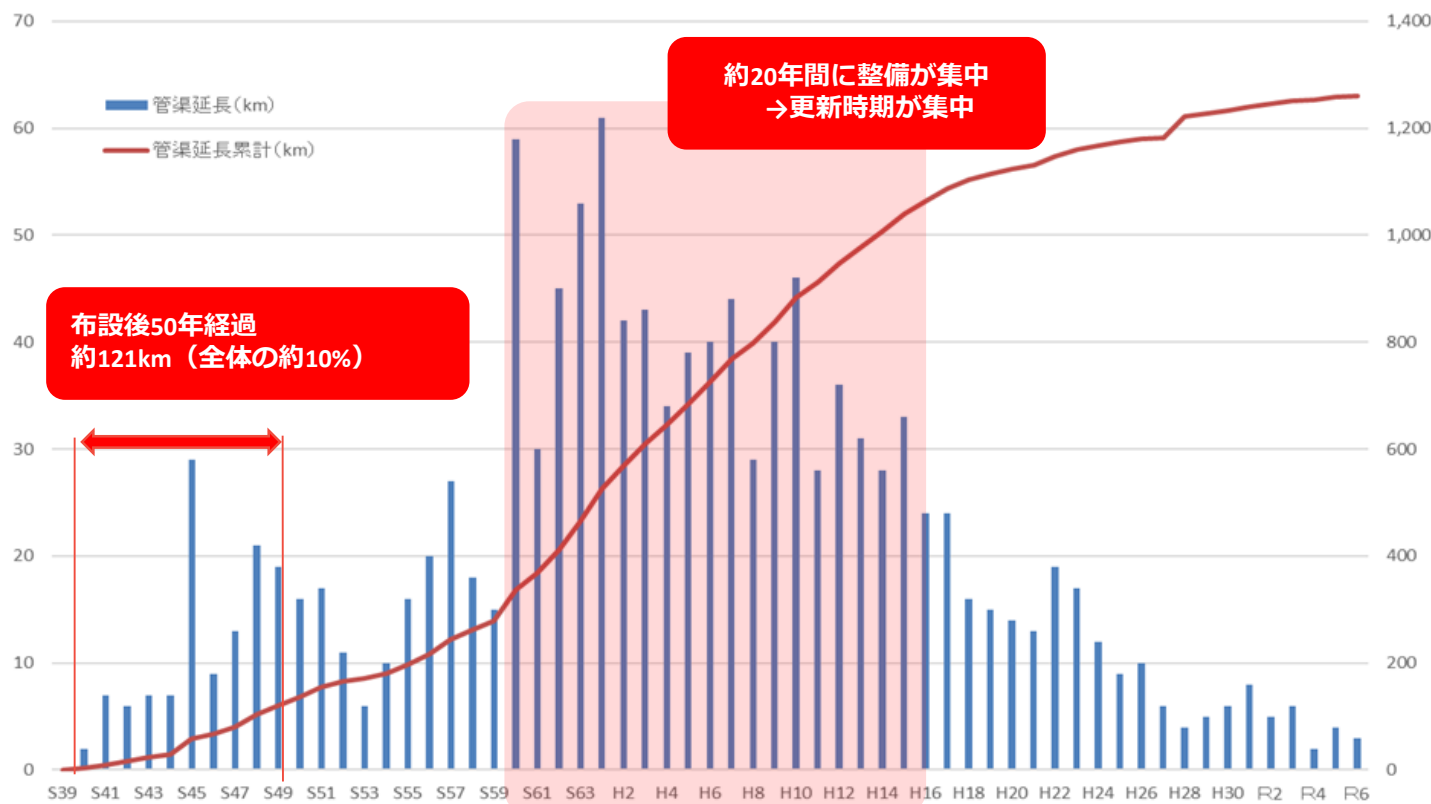
下水道事業の課題とその対応



管渠の老朽化の状況

年度別の整備場状況

出典：平塚市下水道事業経営戦略（時点修正）



昭和60年頃から平成15年頃までの約20年間に整備が集中。
令和6年度末時点で法定耐用年数（50年）を経過した管渠は
全体の約10%であり、施設の老朽化が進んでいる状況ではあり
ませんが、今後、更新の時期が集中することが見込まれます。14



③ 汚水処理コストへの対応

汚水処理体制の見直し

社会情勢や技術の向上などの変化に合わせて、汚水処理事業の広域化・共同化や民間活用の検討などに取り組む必要があります。

取組状況

広域化・共同化について、県の計画に即した取組を進めるとともに、民間活力の活用についても検討を進めています。



④経営環境の変化への対応

経営基盤の強化

今後の人口減少や節水型社会の定着などにより、使用料収入は減少傾向で推移する見込みです。現在は経営の健全性は保たれていますが、将来に備え、収入確保や費用削減などに取り組む必要があります。

取組状況

令和6年度末時点での収支は黒字となっており、汚水処理費用を使用料収入などで賄うことができます。人口減少や更新投資等に備え、経営戦略に掲げた施策に取り組んでいます。



計画期間：令和4年度～令和22年度

基本理念

暮らしをささえ次世代へつなげる下水道

基本方針

① 災害に強い下水道

気候変動や大規模災害に備え、浸水対策や耐震化を進めます。

② 施設の計画的・効率的な維持管理

将来の改築更新に備え、計画的な維持管理と長寿命化を進めます。

③ 持続可能な汚水処理

汚水処理事業の広域・共同化などの汚水処理体制の整備や不明水の削減を進めます。

④ 次世代へつなぐ経営

持続可能な経営を図るため、経営の効率化と経営基盤の強化を進めます。また、人材育成や情報の発信拡充等を進めます。



下水道事業の経営原則

下水道事業は、**その事業に伴う収入によってその経費を賄い、**自立性をもって事業を継続していく**「独立採算制」**を原則としています。

下水道事業を運営するための財源は、主に**「下水道使用料」「市税」「企業債（借入金）」「国からの補助金」**です。

なお、経費の負担区分は、

「雨水:公費（市税）・汚水:私費（下水道使用料）」が原則となっています。

雨水	市税	企業債（借入金）・国からの補助金
汚水	下水道使用料	



企業会計方式の導入

本市の下水道事業は、平成28年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計方式の経理を導入しています。

《企業会計の特徴と適用の主なメリット》

① 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表（貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳等）を作成することにより、公営企業の経営、資産等の正確な把握が可能。

② 弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。



策定の趣旨

中長期的な視点で経営環境の変化に対応し、一層の経営基盤の強化と収支が均衡する持続可能な経営を図るため、今後10年間に目指すべき方向と事業管理のあり方を示す「平塚市下水道事業経営戦略」を策定しています。

計画期間

令和3年度～令和12年度

※令和7年度は中間年次にあたることから、現在、戦略の改定作業を進めています。

⇒改定版の公表予定：令和8年3月



財政計画（10年間）

国の交付金や企業債の他、一般会計からの繰入金等の各種財源を的確に確保しつつ、「汚水私費・雨水公費」と地方公営企業における独立採算の原則を順守し、各種コストの縮減に取り組み、一定の当期純利益（黒字）を確保します。

また、利益獲得により確保された資金は、企業債の償還や将来の建設改良のための財源に充てることで、安定的な財政運営を行います。

数値目標	計画期間中の黒字 建設改良のための積み立て 1 億円
------	-------------------------------



◎ 公共下水道使用料

根拠規定	平塚市公共下水道使用料条例 (使用料の徴収) 第3条 使用料は、公共下水道に下水を排除する者からこれを徴収する。
使用料算定方法	排水量（水道使用量）をもとに決定 ※井戸水を使用されている方は使用人数により認定した水量による。

◎ 農業集落排水使用料

根拠規定	平塚市農業集落排水処理施設条例 (使用料) 第13条 排水処理施設に汚水を排除する者は、使用料を納付しなければならない。
使用料算定方法	毎月1日時点の世帯人数をもとに決定

公共下水道使用料



《使用料単価表》

※最終改定年月日：平成20年4月1日

月間排水量	下水道使用料（税抜）	
	単価	速算控除額
8 m ³ 以下（最低基本水量）	6 6 2 円	0 円
9 ～ 2 5 m ³	9 9 円	1 3 0 円
2 6 ～ 5 0 m ³	1 0 2 円	2 0 5 円
5 1 ～ 1 0 0 m ³	1 1 8 円	1, 0 0 5 円
1 0 1 ～ 2 0 0 m ³	1 2 2 円	1, 4 0 5 円
2 0 1 ～ 3 0 0 m ³	1 3 8 円	4, 6 0 5 円
3 0 1 ～ 5 0 0 m ³	1 5 0 円	8, 2 0 5 円
5 0 1 ～ 1, 0 0 0 m ³	1 6 8 円	1 7, 2 0 5 円
1, 0 0 1 ～ 3, 0 0 0 m ³	1 8 5 円	3 4, 2 0 5 円
3, 0 0 1 ～ 5, 0 0 0 m ³	2 0 3 円	8 8, 2 0 5 円
5, 0 0 1 ～ 1 0, 0 0 0 m ³	2 2 2 円	1 8 3, 2 0 5 円
1 0, 0 0 1 ～ 1 5, 0 0 0 m ³	2 4 7 円	4 3 3, 2 0 5 円
1 5, 0 0 1 ～ 2 0, 0 0 0 m ³	2 6 5 円	7 0 3, 2 0 5 円
2 0, 0 0 1 ～ 2 5, 0 0 0 m ³	2 8 4 円	1, 0 8 3, 2 0 5 円
2 5, 0 0 1 ～ 3 0, 0 0 0 m ³	3 0 3 円	1, 5 5 8, 2 0 5 円
3 0, 0 0 1 m ³ 以上	3 2 1 円	2, 0 9 8, 2 0 5 円

算定式（月間排水量×単価－速算控除額）×1.1（消費税等）＝公共下水道使用料/月

〔計算例〕 1か月で30m³排水した場合

（月間排水量30m³×単価102円－速算控除額205円）×1.1＝3,140円



《使用料早見表》

※制定年月日：平成21年9月18日

世帯人数	月間排水量	月間使用料（税抜）
1人	8 m ³	6 6 2 円
2人	1 6 m ³	1, 4 5 4 円
3人	2 4 m ³	2, 2 4 6 円
4人	3 2 m ³	3, 0 5 9 円
5人	4 0 m ³	3, 8 7 5 円
6人	4 8 m ³	4, 6 9 1 円
7人	5 6 m ³	5, 6 0 3 円
8人	6 4 m ³	6, 5 4 7 円
9人	7 2 m ³	7, 4 9 1 円
10人	8 0 m ³	8, 4 3 5 円



使用料の減免制度

公共下水道使用料・農業集落排水使用料ともに、次の理由に該当する場合は、最低基本水量額について減免を受けることができます。

- ・ 身体障がい者（1・2級）の方が同居している世帯
- ・ 知的障がい者（A1・A2）の方が同居している世帯
- ・ 要介護状態区分4・5に該当する方が同居している世帯
- ・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している世帯
- ・ 国民年金法に基づく遺族基礎年金を受給している世帯
- ・ 精神障がい者（保健福祉手帳1・2級）の方が同居している世帯
- ・ 身体障害者手帳の障がいの級別が3級かつ知的障がい者がB1又はB2と判定されている方がいる世帯
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業のうち、市が指定した事業を実施する事業所



所掌事項（担当する事務）

平塚市附属機関設置条例

- ・ 下水道事業の運営に関する必要な事項について審議すること

平塚市下水道運営審議会規則

- ・ 公共下水道の使用料に関すること
- ・ 農業集落排水処理施設の使用料に関すること
- ・ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項